

## 平成 19 年 9 月臨時教育委員会会議録

1. 日 時 平成 19 年 9 月 25 日（火） 午後 4 時 00 分～
2. 場 所 市立公民館・中央地区公民館 3 階 講座室 4
3. 出席者  
委員長 坂田 忠義 委員長職務代理者 毛利 高二  
委 員 宮崎 慶次 委 員 夏原 晃子 教育長 永本 定芳
4. 事務局出席者  
教育次長兼教育総務部長 西田 寛 生涯学習部長 川口 憲一  
学校教育部長 川端 成章 生涯学習課長 鍋谷 佐和子  
学校管理課長 児嶋 英幸 スポーツ振興課長 松田 周光  
学校教育課長 小池 俊一 郷土文化室長 近藤 利由  
人権教育課長 山下 吉信 図書館長 杉岡 洋  
産業高等学校事務長 池田 幸夫 総務課参事 須賀 俊介  
総務課参事 柿本 邦彦

開会 午後 4 時 00 分

会議録署名者に夏原委員を指名した。傍聴人 1 名。

### 案件第 1 号 委員長の選任について

坂田委員長

これより開催の臨時教育委員会は、10 月 1 日以降の委員長及び委員長職務代理者の選出に関する案件となりますので、議事進行を永本教育長にお願いしたいと思います。委員の皆様のご承認をお願いします。

委員全員承認

永本教育長

案件第 1 号の「委員長の選任について」を総務課参事から説明させます。

柿本参事

坂田委員長が 9 月 30 日を以って、委員長の 1 年の任期が満了となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、委員長の選任について協議をお願いします。

永本教育長

委員長の選任については、同法第12条第1項及び岸和田市教育委員会規則第3条第1項により、教育長を除いた委員のうちから選挙により選出されています。

ただし、同規則第3条第3項には「全員異議がないときは、指名推薦によることができる。」となっています。いかがいたしましょうか。

坂田委員長

指名推薦としたらどうか。

#### 委員全員承認

永本教育長

それでは、指名推薦とさせていただきます。どなたか推薦をお願いします。

宮崎委員

毛利委員に委員長をお願いしたいと思います。

永本委員長

毛利委員を推薦する意見がありました。いかがいたしましょうか。

#### 委員全員承認

永本委員長

ご賛同をいただきましたので、毛利委員を委員長に決定いたします。

#### 案件第2号 委員長職務代理者の指定について

永本教育長

案件第2号の「委員長職務代理者の指定について」を総務課参事から説明させます。

柿本参事

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、委員長職務代理者の指定について協議をお願いします。

永本教育長

委員長職務代理者の指定についても、岸和田市教育委員会規則第3条第3項には「全員異議がないときは、指名推薦によることができる。」となっています。

いかがいたしましょうか。

坂田委員長

指名推薦としたらどうか。

#### 委員全員承認

永本教育長

それでは、指名推薦とさせていただきます。どなたか推薦をお願いします。

宮崎委員

夏原委員に委員長職務代理者をお願いしたいと思います。

永本委員長

夏原委員を推薦する意見がありました。いかがいたしましょう。

#### 委員全員承認

永本委員長

ご賛同をいただきましたので、夏原委員を委員長職務代理者に決定いたします。

閉会 午後4時30分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

委員長

署名委員